

資料 2

紫波町上水道施設運転・維持管理業務委託

要求水準書

岩手中部水道企業団

(目的)

本要求水準書は、受託者の要件、要求水準及び特記仕様をもって構成したものであり、岩手中部水道企業団が運営する紫波町上水道施設等の運転・維持管理業務にあつて、性能を最大限に発揮することを目的とする。以下、岩手中部水道企業団を「委託者」という。

【1 受託者の要件】

- 第1条 (従事者等の要件)
- 第2条 (総括責任者の選任)
- 第3条 (従事者の選任)
- 第4条 (総括責任者の職務)
- 第5条 (総括責任者の要件)
- 第6条 (副総括責任者の要件)
- 第7条 (配置従事者の保有資格)
- 第8条 (服装)
- 第9条 (従事者等の交代)
- 第10条 (業務の履行)
- 第11条 (緊急または事故等の措置)
- 第12条 (安全の確保)
- 第13条 (健康診断)
- 第14条 (経費の負担)
- 第15条 (秘密の保持)
- 第16条 (契約期間内の委託の引継ぎ)
- 第17条 (契約更新に係る委託の引継ぎ)
- 第18条 (業務に関する資料の帰属)
- 第19条 (疑義の解釈)

【2 要求水準】

- 第1条（委託業務の内容）
- 第2条（運転管理における留意事項）
- 第3条（業務実施計画書）
- 第4条（業務状況調査）
- 第5条（業務計画）
- 第6条（業務の報告）
- 第7条（水質管理の基準値）
- 第8条（水量管理の基準値）
- 第9条（水位等管理の基準値）
- 第10条（巡回点検の頻度）
- 第11条（データの記録・整理・報告）
- 第12条（薬品の調達及び管理）
- 第13条（通信の調達及び管理）
- 第14条（電力・燃料の調達及び管理）
- 第15条（非常時の対応）
- 第16条（消耗品類の調達及び管理）
- 第17条（維持管理及び保守点検業務）
- 第18条（浄配水場の運転管理及び維持管理の実施内容等）
- 第19条（第三者委託の範囲）
- 第20条（委託者及び受託者の役割分担）
- 第21条（委託者及び受託者のリスク分担表）

【3 特記仕様】

- 第1条（貸与品等）
- 第2条（提出書類）
- 第3条（委託料等の精算）
- 第4条（給付の検査）
- 第5条（計画書及び報告書の提出）
- 第6条（物価の変動に基づく委託料の額の変更）
- 第7条（契約の解除による清算金）
- 第8条（違約金）
- 第9条（保険）

【別 記】

- 別記1 水質・水量・水位の管理基準値
- 別記2 巡回頻度

【1 受託者の要件】

受託者は、上水道施設の運転管理業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有する法人とする。

(従事者等の要件)

第1条 全ての従事者等は、原則として受託者または資本関係を有する組織に所属する人員でなければならない。

(総括責任者の選任)

第2条 受託者は、委託業務の全体の責任者（以下「総括責任者」という。）を1名選任するものとする。

- 2 受託者が総括責任者を選任した時は、総括責任者選定通知書を提出するものとする。また、変更する時も同様とする。

(従事者の選任)

第3条 受託者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）を8名（総括責任者は除く）選任するものとする。

- 2 受託者が従事者を選任した時は、従事者選定通知書を提出するものとする。また、変更する時も同様とする。
- 3 従事者の選定については「水道施設維持管理等業務委託積算要領案」一浄水場等運転管理業務編一（社）日本水道協会発行（最新版）各職種の基準（表 運転管理業務委託における職種の基準）を参考とする。

(総括責任者の職務)

第4条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委託に係る施設相互の系統、構造及び機能を十分に把握し、効率的、経済的かつ安全な運転管理をできるよう常に業務改善に努めるとともに、従事者を指揮監督すること。
 - (2) 緊急時に直ちに連絡及び対応できる体制にしておくこと。
 - (3) 委託者が選任した業務担当者との連絡を密にして、意思疎通を図るとともに、指示事項等を適確に実施できるよう従事者の技能向上に努めること。
 - (4) 従事者が公共施設の管理者に準じた市民対応とするような研修及び指導を行い、委託者の代務者たる品位と認識を持ち、綱紀の肅正に努めるよう指導監督に努めること。
- 2 総括責任者は、委託の変更及び委託料の請求を除いて、受託者を代理することができる。

(総括責任者の要件)

第5条 総括責任者の選定要件は、次のとおりとする。

- (1) 水道技術管理者の資格を有し、さらに次のうち1つ以上の資格を有すること。
 - a (社)日本水道協会の水道浄水施設管理技士2級以上に認定・登録されている者。
 - b 技術士(上下水道部門)
- (2) 次に該当する実務経験を有すること。

- a 職務の執行に当たり労務管理能力を有し、5年以上の責任ある立場で業務に従事する者を指揮監督した経験を有すること。
- b 過去10年間で、国内の水道事業または用水供給事業において、水源として河川水または井戸水を利用する膜ろ過、急速ろ過、緩速ろ過及び滅菌処理の全ての施設に係る運転管理業務に5年以上総括責任者または副総括責任者として従事した実績があること。
- c 水道法第24条の3に基づく第三者委託業務において、総括責任者または副総括責任者として5年以上従事した実績を有すること。

(副総括責任者の要件)

- 第6条 副総括責任者は、総括責任者の補佐または代理ができる能力を有し、次に該当する者で、3年以上従事者を指揮監督した経験を有すること。
- a (社)日本水道協会の水道浄水施設管理技士(3級以上)に認定・登録されている者。
 - b 過去10年間で、国内の水道事業または用水供給事業において、水源として河川水または井戸水を利用する膜ろ過、急速ろ過、緩速ろ過、滅菌処理の全ての施設に係る運転管理業務に3年以上従事した実績があること。
 - c 水道法第24条の3に基づく第三者委託業務において、3年以上従事した実績を有すること。

(配置従事者の保有資格)

- 第7条 配置する従事者の中に以下に示す資格者を1名以上配置すること。
- (1) 電気主任技術者(第三種以上)
 - (2) 電気工事士(2種以上)
 - (3) 大型自動車第一種運転免許
 - (4) 危険物取扱者(乙種4類または甲種)

(服装)

- 第8条 従事者等の服装は、次のとおりとする。
- (1) 浄水場の出入りは常に市民の監視を受けることから、統一した清潔で簡素な作業服を着用すること。
 - (2) 社員証を携帯し、名札を付けること。(従業員証兼用名札の使用可)
 - (3) 飲料水を供給するという自覚の下に衛生に留意し、市民の指摘を受けるようなことのないように心掛けること。

(従事者等の交代)

- 第9条 委託者は、従事者等が業務を履行する上で不適格者と認めた場合、従事者の交代を受託者に求めることができる。この場合において、受託者は速やかに後任者を選任しなければならない。

(業務の履行)

第10条 受託者は、業務を誠実に履行しなければならない。

- 2 受託者は、業務の履行に当たり、水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、消防法、企業団例規及びその他関係法令を遵守しなければならない。
- 3 従事者等は、水道施設が公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを十分認識し、管理施設を清潔に保持して良好な施設環境の維持に努めなければならない。

(緊急または事故等の措置)

第11条 従事者は、次に掲げる事態が発生した時または発生が想定される時は、直ちに担当職員に連絡しなければならない。

- (1) 施設の破損、機器の故障、停電、火災、原水の量または質の異常事故等、業務の遂行に支障をきたした時、またはその可能性がある時
- (2) その他水質の安全性を損なう事態の発生またはその可能性がある時
- 2 従事者は、前項の事態が発生した時は、臨機に応急措置を講じなければならない。
- 3 担当職員は、第1項の連絡に対して適切な指示を出さなければならない。
- 4 受託者は、第2項について、速やかに事故報告を管理者へ報告しなければならない。
- 5 受託者は、第1項の発生原因が従事者等の業務に起因したものと認められる時は、その損害を補償しなければならない。

(安全の確保)

第12条 受託者は、労働安全衛生法及びその他災害防止、関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、従事者の労働災害発生の防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、事故防止を図るための安全対策を業務実施計画書等で明確にしなければならない。
- 3 受託者は、業務遂行にあたり電気、薬品類、有毒ガス、酸欠空気、高所作業、深所作業及び可燃ガス等に対して必要な安全対策を講じるとともに、適切な作業方法を選択して従事者の危険防止に努めなければならない。
- 4 受託者は、業務の履行に当たり安全管理上の障害が発生した場合、直ちに必要な措置を講じ速やかに委託者に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

(健康診断)

第13条 受託者は、水道法施行規則第16条による6ヶ月を超えない時期の保菌検査を実施し、その結果を保菌検査報告書等により業務担当者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第14条 受託者は、業務に必要な用具、経費のうち、次に係るものは準備し、負担しなければならない。

- (1) 業務に使用する車両及び、その運行にかかる一切の経費
- (2) 作業衣、安全用具、寝具及びその他従事者に係る経費
- (3) 事務用品及び日用品
- (4) その他委託者の負担が不適當なもの

2 受託者は、従事者間での連絡に使用する電話及びその使用料等直接業務に関わらないものについて、その経費を委託者に請求してはならない。

(秘密保持)

第15条 受託者が委託業務を実施するに当たり知り得た委託者の業務に関する秘密事項は、契約の有効期限内はもちろん、契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。

2 受託者がこれに違反したことにより相手方が損害を被った場合には、委託者に対し全損害を賠償しなければならない。

(契約期間内の委託の引継ぎ)

第16条 受託者は、適正な業務の履行が困難になる事態が予想された時、委託者に事前に通知して、委託者の新たな委託契約の手続きに協力する責務を負うとともに、新たな受託者へ業務を円滑に引き継がなければならない。

- 2 受託者は、前項による引継ぎの完了を業務引継書によって委託者へ報告しなければならない。
- 3 受託者は、前2項に違反して円滑な業務の移行がなされなかった時に、委託者に生じた損害を補償しなければならない。

(契約更新に係る委託の引継ぎ)

第17条 契約更新により受託者の変更があった時、新規受託者はそれまでの受託者から業務の引継ぎを受けるものとする。その際費用等が生じる場合は、新規受託者が負担するものとする。

- 2 新規受託者は、前項による引継ぎの完了を業務引継書によって委託者へ報告しなければならない。
- 3 新規受託者は、前2項に違反して円滑な業務の移行がなされなかった時に、委託者に生じた損害を補償しなければならない。
- 4 委託の引継ぎに係る期間は新規受託者の本業務契約締結日から令和5年度末までに行わなければならない。

(業務に関する資料の帰属)

第18条 受託者が作成した業務に関する手引き等一切の資料について、その所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者の要請があった時は速やかにその資料一切を委託者に提出するものとする。

(疑義の解釈)

第19条 受託者は、本書に定めのない事項については、委託者の指示に従うものとし、指示されない事項であっても維持管理上、当然に必要な業務は良識ある判断に基づいて行うものとする。

2 委託内容について疑義が生じた時は、委託者・受託者協議の上定めるものとするが、協議が整わない場合は、委託者の判断によるものとする。

【2 要求水準】

(委託業務の内容)

第1条 業務は、設計書によることの他に、前条に定める対象施設の運転操作及び保守点検等に係るものとし、主な内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の運転操作、監視及び巡視・点検に関すること。
- (2) 施設の保守点検整備に関すること。
- (3) 施設の簡易な水質管理に関すること。
- (4) 施設の簡易な故障の修理に関すること。
- (5) 業務の記録、整理及び報告に関すること。
- (6) 停電、災害または軽油流出、異常気象等の緊急時の処置に関すること。
- (7) 警報の対応による処置及び連絡に関すること。
- (8) 紫波地区の漏水等の電話対応及び担当者への連絡に関すること。
- (9) その他前号の各号に関すること。
- (10) pH計、濁度計及び残留塩素計の保守及び校正に関すること。

(運転管理における留意事項)

第2条 運転管理における留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び各種機器の使命と機能を十分に理解し、浄水場の機能を正常に維持して適正な運転操作を行うこと。
- (2) 取水量の急変時、水質の悪化が予知あるいは認められる場合は、委託者に通報するとともに安全で安定した水を供給できるよう運転操作に努めること。
- (3) 気象に注意を払い、異常が想定される時は関係者間の連絡を密にして、係る状況に備えること。
- (4) 管理上必要な措置として、浄水場の運転を停止しようとする時及び再開する時は、委託者の指示を得てそれに従うこと。
- (5) 常に創意工夫を心がけ、運転の効率化を目指すこと。

(業務実施計画書)

第3条 受託者は、次の事項について事前に業務実施計画書を作成し提出しなければならない。

- (1) 各施設の運転操作、監視及び巡視の方法
 - (2) 各施設の保守点検整備計画
 - (3) 緊急時の対処法
 - (4) 安全衛生管理計画
 - (5) 労務管理計画
 - (6) 従事者の研修及び指導計画
 - (7) その他
- 2 受託者は業務実施計画書に変更が生じる場合、その内容について事前に委託者の承認を受けなければならない。

(業務状況調査)

第4条 委託者は、必要があると認めた時に業務の実施状況を受託者に報告させ、その状況を調査することができる。(様式は特に定めない)

(業務計画)

第5条 受託者は、毎月20日までに、次の事項を記載した翌月の業務計画を業務計画書により委託者に提出しなければならない。

(1) 従事者勤務予定表

(2) 各種業務計画

2 委託者が円滑な浄水場管理に支障があると判断した時は、業務計画の変更を指示することができる。

(業務の報告)

第6条 従事者は、業務報告等に毎日の業務内容を記録するとともに業務の内容を次の勤務者へ報告し、他の従事者及び委託者との連絡を欠かすことのないよう努めなければならない。

2 受託者は、毎月の業務完了を月間管理業務報告書により委託者に報告しなければならない。

3 従事者は、次の事項を記載した月報(1月を除いて翌月の5営業日までとする。)及び年報(4月の5営業日までとする。)を作成し、委託者に報告しなければならない。

(水質管理の基準値)

第7条 原水流量及び配水量を監視しながら、水質変化に対応するため水質管理を徹底することとし、最適な薬品注入率を決定し、水質向上に努めること。

2 水質管理に関する要求基準値は、以下のとおりとする。但し、季節的な変化や水質的な要件がある場合は、委託者と受託者があらかじめ協議し基準値の変更を行うものとする。

3 詳細は別記1のとおり。

(水量管理の基準値)

第8条 配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量・送水量の調整及び水位等のバランス調整及び浄配水場間の送受水量の調整を行い、安定した水量の確保・供給に努めること。

2 水量管理に関する要求管理基準値は以下のとおりである。但し、季節的な変化や水量的な要件がある場合は、委託者と受託者があらかじめ協議し管理値の変更を行うものとする。

3 詳細は別記1のとおり。

(水位等管理の基準値)

第9条 配水状況により配水池及び取水井の水位調整を行い、安定した水量の確保・供給に努めること。

2 水位管理及び時間あたり受水量に関する参考値は以下のとおりである。但し、季節的な変化や水位的な要件がある場合は、委託者と受託者があらかじめ協議し基準値の変更を行うものとする。

3 詳細は別記1のとおり。

(巡回の頻度)

- 第10条 次に掲げる施設について、施設ごとに必要な点検等を行い、施設の維持管理に努めること。
- 2 巡回点検及びそれに伴う作業、採水の頻度基準は下記のとおりである。但し、季節的な変化や水質的な要件、及び災害発生などの事故が発生した場合は、委託者と受託者が協議し管理値の変更を行うものとする。
 - 3 詳細は別記2のとおり。

(データの記録・整理・報告)

- 第11条 運転管理に係るデータの項目、記録の方法は、委託者と受託者が予め協議し、受託者がこれを記録・整理・報告すること。

(薬品の調達及び管理)

- 第12条 受託者は、最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な薬品の調達を行い、使用する薬品が劣化しないよう納入量の調整を図るとともに、種類・品質等適切に管理し、使用状況を報告すること。
- 2 薬品の種類・品質については、事前に委託者と受託者が協議のこと。使用に際しては、品質証明書等を提出し委託者の承諾を受けること。
 - 3 薬品の仕様は以下に示すとおりとする。
 - (1) 品名：水道用次亜塩素酸ナトリウム（一級または特級）
規格：有効塩素 12.0%以上
密度（比重）（20℃） 1.16 以下
臭素酸：50 mg/kg以下（一級）、10 mg/kg以下（特級）
塩素酸：4000 mg/kg以下（一級）、2000mg/kg 以下（特級）
塩化ナトリウム：4.0%以下（一級）、2.0%以下（特級）
日本水道協会規格（JWWA K120：2008-2）に適合すること
 - (2) 品名：液体苛性ソーダ
規格：液体苛性ソーダ 25%以上 26%未満
日本水道協会規格（JWWA K122：2005）に適合すること
 - 4 薬品の貯蔵については以下に示す事項に留意すること。
 - (1) 消毒剤の容器は20℃以下に保持させ、直射日光があたらない場所とする。
 - (2) 次亜塩素酸ナトリウムに含まれる臭素酸及び塩素酸に留意し購入時の規格及び保存状態の報告を行うこと。

(通信の調達及び管理)

- 第13条 受託者は、テレメーター・電話回線等運転管理に必要な通信の調達を行い、その管理を行い、使用状況を報告すること。

(電力・燃料の調達及び管理)

第14条 受託者は、浄配水場の運転管理を良好に行うため、安定した電力・各種燃料の調達を行い、適正に管理し、使用状況を報告すること。

2 価格高騰や使用量の変化が有る場合、受託者は委託者と協議し承諾を受けること。

(非常時の対応)

第15条 受託者は、渇水、台風、地震その他の天災及び施設に重大な支障が生じた場合に備え連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備し、利用者への影響を最小限に食い止められるよう、最善の対応をしなければならない。

2 非常時体制の計画と非常時対応を実施した場合、対応内容、人数、時間を遅滞なく報告すること。

(消耗品類の調達及び管理)

第16条 受託者は、委託業務の実施に要する全ての消耗品類について、その調達と管理を行い、調達にあたっては、浄配水場の運転管理に支障をきたすことのないよう、適正に行うこと。

(維持管理及び保守点検業務)

第17条 受託者は管理対象施設の維持管理及び保守点検業務を実施するに当たり、以下の事項に留意すること。

(1) 浄配水場の維持管理

浄配水場等の施設は、その機能を良好に保ち、かつ美観を損なわないよう維持管理を行うこと。

(2) 構造物及び建築物の清掃

浄配水場の構造物及び建築物の全体を熟知し、その機能を良好に保つため、次の基準をもとに清掃等の維持管理を行うこと。

① 塩素注入管等は、最低年1回は性能確認を行い、劣化が有る場合交換をする実施すること。

② その他の建築物における清掃等は、必要に応じ、必要な箇所について適宜実施すること。

③ 除草及び植栽管理

浄配水場の機能を良好に保ち、かつ美観を損なわないよう、除草及び植栽管理を適時実施すること。

④ 環境衛生管理

委託業務の実施にあたっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境管理を行うこと。

⑤ 機械・電気・計装設備保守点検

各設備の構造や特徴はもとより、浄配水場全体のシステムを十分に把握し、浄配水場の運転に支障がないよう、保守点検を行うこと。また、膜ろ過設備の保守点検及び膜モジュールの薬品洗浄については、納入メーカーに発注し実施すること。

⑥ 修繕計画

受託者は、運転管理及び保守点検をもとに、年度修繕計画を作成し、委託者へ提出すること。

⑦ 浄配水場の保安

浄配水場内の平穏・安全を確保できるよう、施設の保安を行うこと。

⑧ 施設・備品の使用

ア 本業務の履行に要する備品のうち、委託者が受託者へ貸与する備品は、その機能を良好に保ち、かつ美観を損なわないよう使用し管理すること。

イ 本業務の実施に要する事務室等の施設は、その機能を良好に保ち、かつ美観を損なわないよう使用し管理すること。

(浄配水場の運転管理及び維持管理の実施内容等)

第18条 浄配水場の運転管理及び維持管理の実施内容等は以下に示すとおりとする。

(1) 浄配水場の運転管理及びその他関連業務

① 運転管理業務の内容

ア. 運転監視・操作（古館浄水場に最低1人常駐のこと）

- ・ 運転監視操作
- ・ 配水池の水運用管理
- ・ 水質計器等による水質監視
- ・ 薬品の注入設定・調整、薬品管理
- ・ 停復電時の運転操作と自家用発電機の運転操作

イ. 立会い

- ・ 薬品類等の受入れ及び委託者が行う工事について、必要な都度立会い

ウ. 緊急対応時

- ・ 浄配水場施設の運転に関する緊急時対応、臨機の措置

エ. 非常時の要請

- ・ 委託者による非常時の派遣要請に対する対応
(委託範囲外の業務については、実績による精算とする)

オ. 記録

- ・ 運転管理に関する記録

カ. 報告

- ・ 週報（毎週）、月報（12回/年）、年報（1回/年）

但し、季節的や水質的要件、災害発生などの事故が発生した場合は、委託者と受託者があらかじめ協議し運転管理業務内容の変更を行うものとする。

②その他関連業務

②-1（水質管理業務）

ア．水質検査

- ・末端給水栓の残塩手分析（毎日）
- ・水質基準項目検査のための採水（1回/月）

イ．水質測定計器点検

- ・水質計器の点検・調整及び簡易な補修

ウ．緊急対応等

- ・水質異常時の臨時水質検査等の緊急対応など

エ．記録

- ・水質管理に関する記録

オ．報告

月報（12回/年）、年報（1回/年）

②-2（調達管理業務）

ア．保全物品

- ・機械、電気、計装、水質計器等の機能を維持するための部品、潤滑油脂類の調達
- ・電球・蛍光灯などの建築付帯に関する消耗品の調達

イ．安全衛生物品

- ・安全衛生関係の消耗品類・物品の調達

ウ．ユーティリティ

- ・電力・軽油・薬品（試薬含む）の調達
- ・テレメーター、電話回線等の通信の契約など

エ．記録

- ・調達管理に関する記録

オ．報告

- ・月報（12回/年）、年報（1回/年）

②-3 (修繕業務)

受託者は修繕費を使用して、設備・機器の機能維持を積極的に図ること。修繕費とは、本委託業務における機械、装置、器具及び物品の修繕に要した費用をいう。また、委託者から貸与されていない物品及び機能効率化設備等については、受託者で修繕を行うものとする。修繕費額は、年度額 400 万円（消費税及び地方消費税抜き）とする。残金は翌年に繰越し最終年度に精算することとするが精算方法は委託者と受託者で協議の上決定する。

受託者は、機能回復を要する場合及び機能が損なわれるおそれが認められる場合について、受託者の責任においての修理を行うものとする。

ア. 突発修繕対応

- ・電気計装、動力、計測器等故障による機材調達及び修繕

イ. 緊急対応等

- ・機器類異常時の緊急対応、臨機の措置

ウ. 記録

- ・修繕に関する記録

エ. 報告

- ・修繕の都度、月報（12 回/年）、年報（1 回/年）

②-4 (その他業務)

ア. 電話・FAX の対応

- ・電話・FAX・郵便物、問合せ、連絡等の対応（24 時間対応）

イ. 事務

- ・運用及び履行上で必要な各種計画書、記録表、報告書等の作成及び保管
- ・見学者及び訪問者の対応
- ・定期報告会（定例 12 回/年）
- ・協議及び打合せ（必要の都度）

ウ. 記録

- ・電話対応に関する記録ほか

エ. 報告

- ・週報（毎週）、月報（12 回/年）

(2) 浄配水場の維持管理及び保守点検業務

① 保守点検業務

ア. 巡回点検

- ・機械、電気、計装設備

イ. 機能診断調査

- ・設備診断の実施（年1回）

ウ. 記録

- ・保守点検に関する記録

エ. 報告

- ・月報（12回/年）

② 維持管理業務

ア. 施設の清掃

イ. 除草及び植栽管理

ウ. 保安全管理

- ・各施設の施錠確認
- ・侵入者防止設備の点検

エ. 記録

- ・維持管理に関する記録

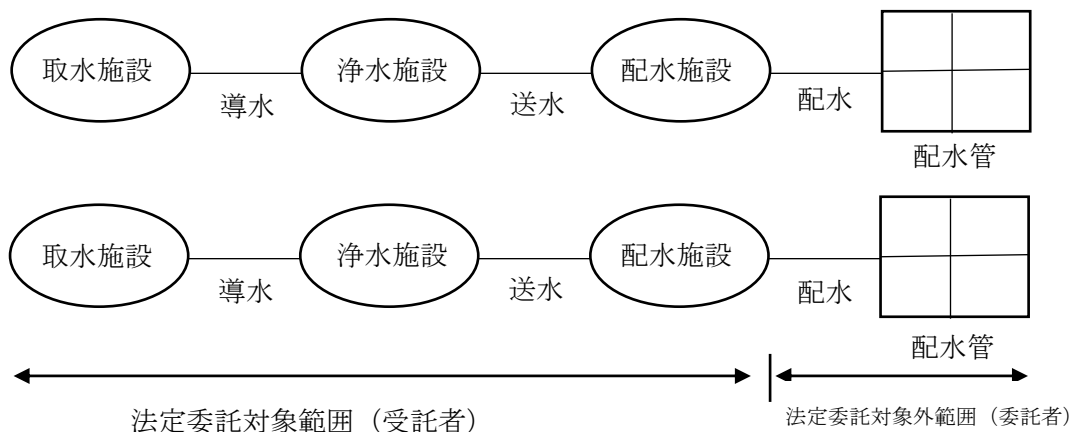
オ. 報告

- ・月報（12回/年）

(第三者委託の範囲)

第19条 第三者委託（法定委託）範囲は、上水道施設を対象とする。

法定委託区分（独立の複数系列）上水道



(委託者及び受託者の役割分担)

第20条 委託者及び受託者の役割分担は以下の表に示すとおりとする。

対 象 項 目	役割分担	
	委託者	受託者
水道技術管理者の設置	○	○
水源（原水量）の確保	○	
水源（原水）水質の確保	○	
水源（原水）の法定水質検査の実施と結果の保存（法第19条第2項第4号）	○	△
原水水質異常時の原因特定等に関する調査及び措置	○	△
取水停止の判断	○	○
浄水への消毒剤注入量の決定（法第19条第2項第6号）		○
浄水の残留塩素濃度の確保（法第19条第2項第6号）		○
管末の残留塩素濃度の確保（法第19条第2項第6号）	○	
配水圧力の確保（安定給水の確保）	○	○
給水の緊急停止の決定	○	
給水の緊急停止以後の給水再開の決定（法第15条）	○	
送水停止についての判断	○	○
送水及び給水停止措置の実行	○	○
給水計画策定（法第15条）	○	
給水計画に基づく給水の実行		○
給水停止命令の実行（法第19条第2項第8号）	○	
給水停止命令に基づく給水停止操作の実施		○
給水義務（法第15条）	○	
浄水の法定水質検査の実施と結果の保存（法第19条第2項第4号）	○	△
原水、浄水の臨時水質検査の実施と記録の保存（法第19条第2項第4号）	○	△
原水、浄水の水質検査計画作成と情報提供（法第19条第2項第4号）	○	

対 象 項 目	役割分担	
	委託者	受託者
原水、浄水に関する法定水質検査項目の決定	○	
浄水場、配水池の運転に係る水質検査及び検査項目の決定	○	△
浄水場施設、配水池の施設基準検査の実施（法第19条第2項第1号）	○	○
浄水場、配水池の施設基準検査結果の判断	○	
非常事態に対する判断及び措置	○	○
非常事態に対する対応の実施	○	○
問い合わせに関する電話対応と結果の保存	○	○
問い合わせに関する措置	○	○

給水・・・本委託業務において、給水とは各浄水場及び各配水池からの配水をいう。

○・・・それぞれの責任において行うもの。

△・・・受託者が委託者の指示または承認により行うもの。

(委託者及び受託者のリスク分担)

第21条 委託業務における委託者・受託者のリスク分担は以下の表に示すとおりとする。

項目	リスクの内容	負担者	
		委託者	受託者
内容変更リスク	上水道計画の縮小・拡充に伴う、委託業務範囲・内容の変更、用途の変更に関わるもの	○	—
法令等の変更リスク	委託に直接関係する法制度の新設・変更等	○	—
	上記以外の法制度の新設・変更等	○	—
第三者賠償リスク	委託範囲において、受託者の事由による第三者賠償等業務の水準を下回った場合の影響、その他業務実施に伴う騒音・振動、臭気に関するもの	—	○
	委託者の事由による第三者賠償等	○	—
住民問題リスク	業務を実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	—
	受託者の業務に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関すること	—	○
事故の発生リスク	受託者の起因する事故の発生	—	○
	不可抗力による事故の発生	○	○
	上記以外のもの	○	—
不可抗力リスク	戦争・天災・暴動等、委託者・受託者双方の責めに帰すことのできない事由による業務の中止・変更・延期	○	○
環境問題リスク	履行期間における委託者の要求に起因する環境問題	○	—
	受託者の提案、業務に起因する環境問題	—	○
業務の中止・延期に関するリスク	委託者の指示、債務不履行によるもの	○	—
	受託者の委託業務放棄、破綻によるもの。受託者が業務の水準を下回った場合	—	○
モニタリングによる業務不適合に関するリスク	履行期間中における仕様・業務の不履行	—	○
	上記による経費の増大	—	○
変動費用リスク	履行期間中のインフレ・デフレ	○	○
	使用する電気、通信、薬品、資機材の価格変動	○	○
	受託者の責によるサービス水準未達によるもの	—	○
経費上昇リスク	委託者の責による業務内容の変更等に起因する経費の増大	○	—
	上記以外のもの	—	○
施設機能、損傷リスク	受託者の責による施設の損傷、機能低下（瑕疵含む）	—	○
	上記以外のもの	○	—

○、—の場合・・・○のリスク負担者が全てのリスクを負う。

○、○の場合・・・協議により決定する。

【3 特記仕様書】

(貸与品等)

第1条 貸与品等の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は次のとおりとする。

- (1) 品名：「借用許可申請書」に記載のとおり。
- (2) 数量：同上
- (3) 引渡場所：古館浄水場において委託者から受託者に引渡されるものとする。
- (4) 引渡時期：契約締結後

(提出書類)

第2条 提出書類は以下の一覧表に示すとおりとする。

提出時期	提出書類
契約締結時	業務着手届 水道技術管理者通知書 総括業務責任者通知書 現場業務責任者通知書 緊急時の勤務体制 業務従事者通知書 借用許可申請書 年間管理業務計画書（当該年度）
次月の業務開始前	月間管理業務計画書
当月の業務完了時	月間管理業務完了報告書 月間管理業務完了届
次年度の業務開始前	年間管理業務計画書（当該年度）
当年度の業務完了時	年間管理業務完了報告書 年間管理業務完了届

(委託料等の精算)

第3条 委託料等の計算方法

- (1) 電気使用料金変動に伴う差額調整について
 - a 水量、水質、天候、気温及びその他電力構成要因の変動により、電気使用料金に差異が生じた場合、受託者は、当該年度末に同変動要因を示す資料とともに委託者にその差額を請求することができる。
 - b 委託者は、受託者により提出された資料を精査、承認のうえ、下記算定式に基づき算出した差額を、翌年度4月の運営管理業務月額から調整するものとする。最終年度においては、3月の運営管理業務月額により一括調整するものとする。

$$\text{電気使用料金差額} = \text{当該変動時年間電気使用料金} - \text{基準年間電気使用料金} ※$$

※令和3年度実績

c 修繕業務に伴い発生した電気使用料金はこれに含まない。

(2) 薬品使用量変動に伴う差額調整について

- a 水量及び水質の変動により、薬品使用量に差異が生じた場合、受託者は、当該年度末に同変動要因を示す資料とともに委託者に差額を請求することができる。
- b 委託者は受託者により提出された資料を精査、承認のうえ、下記算定式に基づき算出した差額を、翌年度4月の運営管理業務月額から調整するものとする。最終年度においては、3月の運営管理業務月額により一括調整するものとする。

$$\text{薬品使用量差額} = (\text{当該年度薬品使用量} - \text{基準年度薬品使用量※}) \times \text{当該年度薬品単価}$$

※令和3年度実績

- c 当該年度薬品単価は、委託者が市場価格を基に算出し、受託者と協議のうえ決定するものとする。

(3) 薬品単価変動に伴う差額調整について

- a 経済情勢の急激な変化により薬品単価が著しく変動した場合、受託者は、当該年度末に同変動要因を示す資料とともに委託者に差額を請求することができる。
- b 委託者は、受託者により提出された資料を精査、承認のうえ、下記算定式に基づき算出した差額を、翌年度4月の運営管理業務月額から調整するものとする。最終年度においては、3月の運営管理業務月額により一括調整するものとする。

$$\text{薬品単価変動差額} = \text{当該年度薬品使用量} \times (\text{当該年度薬品単価} - \text{基準年度薬品単価※})$$

※令和3年度実績

- c 当該年度薬品単価は、委託者が市場価格を基に算出し、受託者と協議のうえ決定するものとする。

(給付の検査)

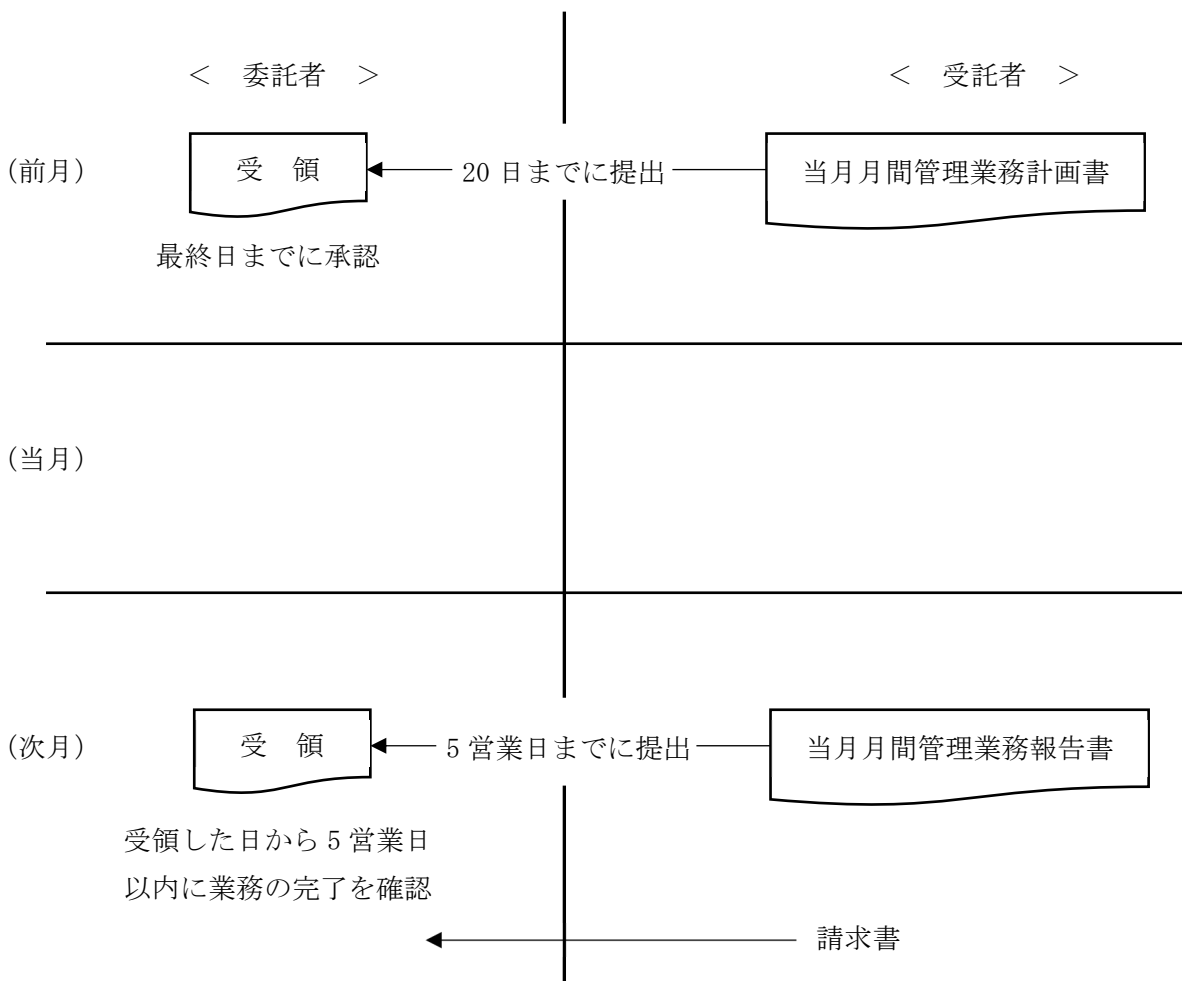
第4条 月間管理業務計画書及び月間管理業務完了報告書の提出、承認及び検査

(1) 月間管理業務計画書の提出・承認

- a 受託者は、当月の月間管理業務計画書として前月の20日までに、委託者に提出するものとする。
- b 委託者は、受託者から当月の月間管理業務計画書を受領した後、前月の最終日までに承認するものとする。

(2) 月間管理業務完了報告書（管理業務報告書）の提出・検査

- a 受託者は、次月の5営業日までに、当月の管理業務報告書として、前号の月間管理業務計画書に対する履行実績を記した書類を委託者に提出するものとする。
- b 委託者は、受託者から当月の管理業務報告書を受領した日から5営業日以内に、月間管理業務計画書に対する受託者の履行実績を検査するものとする。



(計画書及び報告書の提出)

第5条 年間管理業務計画書及び年間管理業務完了報告書の提出、承認及び検査

(1) 当年度の年間管理業務計画書の提出・承認

a 受託者は、前年度最終月の20日までに、以下項目から構成される当年度の年間管理業務計画書を委託者に提出するものとする。

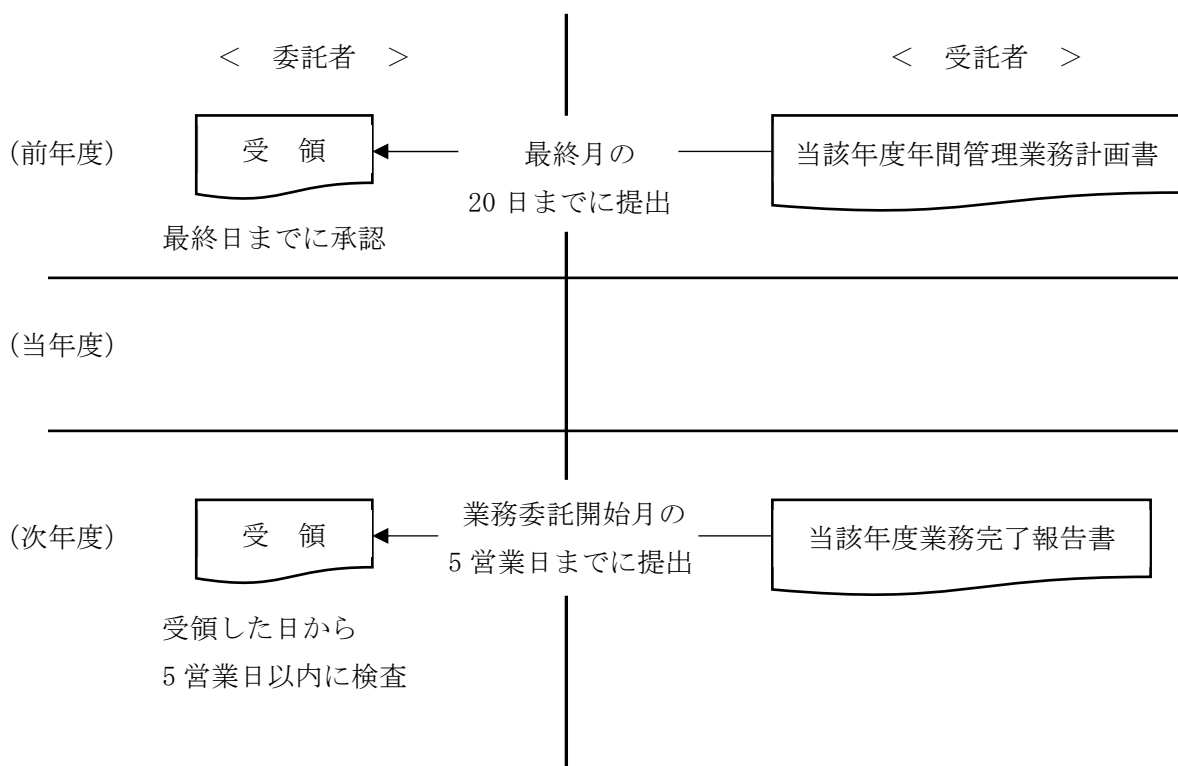
- ① 業務履行組織表
- ② 緊急連絡体制表
- ③ 主要設備概要一覧表
- ④ 日常業務実施計画表
- ⑤ 運転業務計画表
- ⑥ 主要監視管理項目一覧表
- ⑦ 定期点検業務計画表
- ⑧ 設備点検基準表
- ⑨ 水質検査項目表
- ⑩ 水質検査基準

b 委託者は受託者から当該年度の年間管理業務計画書を受領した後、前年度最終月の最終日までに承認するものとする。

(2) 当該年度の年間管理業務完了報告書(完了報告書)の提出・検査

a 受託者は、次年度の業務委託開始月の5営業日までに、当該年度の完了報告書として、前号の年間管理業務計画書に対する履行実績を記した書類を委託者に提出するものとする。

b 委託者は、受託者から当該年度の完了報告書を受領した日から5営業日以内に、年間管理業務計画書に対する受託者の履行実績を確認し、これを検査するものとする。



(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第6条 委託料改定の算出根拠となる指標

- (1) 各費用が主として人件費により構成されているもの
「毎月勤労統計調査結果速報」若しくは「産業別名目賃金指数」 (調査産業計)
- (2) 各費用が主として物件費により構成されているもの
「物価指数月報」若しくは「国内企業物価指数」 (総平均)
- (3) 改定率の算出方法

各指標が本契約締結日時点の指標から上方または下方のいずれか1.5% (経産省通達物価スライド要項により) 以上変動した場合、次の算式により算出された改定率を適用し、委託料の改定を行う。

$$(\text{委託料の改定率}) = 1 + \text{各指標の変動率 (本契約締結日時点の各指標を基準値とする)}$$

(契約の解除による精算金)

第7条 契約解除による精算

$$\text{「委託者から受託者に支払われる精算金」} = \frac{\text{契約解除時点での委託料未払回数}}{\text{総支払回数}}$$

(違約金)

第8条 サービス水準未達による違約金

$$\text{「サービス水準未達による違約金」} = \text{委託業務料日額} \times \text{サービス未達部分} \times 1\% \times \text{違約金発生期間}$$

業務委託料日額：業務委託料月額を30日で除した額

サービス未達部分：仕様書に定める水準全体のうち未達として委託者・受託者双方が確認した割合

違約金発生期間：改善期日から是正完了日までの日数を指す

ア 改善期日・・・サービス未達部分を是正するために、受託者が改善措置の実施状況とともに委託者に対して報告を行った期日を指す。

イ 是正完了日・・・委託者が通知する是正措置完了日

(保険)

第9条 委託者が付保する保険は以下のとおりとする。

全国自治協会岩手県「建物災害共済」

日本水道協会「水道機械設備損害保険」

2 受託者は受託業務運営に係る賠償責任保険を付保し、委託者に報告すること。

以 上

別記 1

(水質の管理基準値)

水系	施設名	施設分類	残塩 (基準値)	備考
水分	水分配水池	配水池	0.3mg/L	
古館	古館浄水場	送水管	0.4mg/L	
片寄	片寄配水池	配水池	0.5mg/L	
	彦部配水池	配水池	0.3mg/L	
	佐比内ポンプ室	送水管	0.4mg/L	
	鴨目田配水池	配水管	0.3mg/L	給水栓
赤沢	赤沢浄水場	ポンプ井	0.4mg/L	

(水量の管理基準値)

水系	施設名	配水量 (基準値)	備考
水分	水分流量計	1,800m ³ /日	渇水期 1,000m ³ /日
古館	古館城山配水池	4,000m ³ /日	計画最大給水量
片寄	片寄配水池	4,700m ³ /日	中部浄水場・大明浄水場の流入
	彦部配水池	150m ³ /日	
	新佐比内配水池	300m ³ /日	
	鴨目田配水池	20m ³ /日	
赤沢	赤沢配水池	400m ³ /日	

(水位の管理基準値)

水系	施設名	施設分類	水位 (基準値)	備考
水分	水分配水池	配水池	3.5~4.0m	
古館	古館城山配水池	配水池	2.0~3.0m	
片寄	片寄配水池	配水池	2.4~3.6m	
	彦部配水池	配水池	2.2~3.2m	
	新佐比内配水池	配水池	3.0~3.6m	
	鴨目田配水池	配水池	2.0~2.6m	
赤沢	赤沢配水池	配水池	2.8~3.5m	
	赤沢浄水場	取水井	1.0m	

別記 2

(巡回頻度)

水系	施設点検巡回			残塩手分析巡回		水質検査採水巡回
	施設名	分類	頻度	測定箇所	頻度	頻度
水分	水分水源	水源	1回/週	・漆立公民館	毎日	原水：1回/年 浄水：1回/月
	水分配水池	配水池	2回/週			
	水分浄水場	浄水場	2回/週			
	水分流量計室	流量計室	1回/月			
	和山低区加圧ポンプ室	加圧ポンプ	1回/週			
	和山高区加圧ポンプ室	加圧ポンプ	1回/週			
古館	古館水源	水源	1回/月	・古館保育所	毎日	原水：1回/年 浄水：1回/月
	古館浄水場	浄水場	毎日			
	古館城山配水池	配水池	1回/週			
	赤沢送水ポンプ場	送水ポンプ	2回/週			
片寄	大明神水源	水源	1回/週	・ふるさとセンター	毎日	原水：1回/年 浄水：1回/月
	大明神浄水場	浄水場	3回/週			
	片寄配水池	配水池	3回/週			
	彦部ポンプ室	送水ポンプ	1回/週			
	彦部加圧ポンプ室	加圧ポンプ	1回/週			
	牛ヶ馬場低区加圧ポンプ室	加圧ポンプ	1回/週			
	牛ヶ馬場高区加圧ポンプ室	加圧ポンプ	1回/週			
	新佐比内配水池	配水池	2回/年			
	佐比内ポンプ室	送水ポンプ	1回/週			
	黒森加圧ポンプ室	加圧ポンプ	2回/週			
	平栗加圧ポンプ室	加圧ポンプ	2回/週			
	正分沢加圧ポンプ室	加圧ポンプ	2回/週			
	鴨目田配水池	配水池	2回/年			
	鴨目田ポンプ室	送水ポンプ	1回/週			
	彦部配水池	配水池	1回/週			
	南大橋流量計	流量計	必要に応じて			
赤沢	赤沢水源	水源	2回/週	・遠山産業敷地内給水栓 ・北沢公民館	毎日	原水：1回/年 浄水：1回/月・箇所
	赤沢浄水場	浄水場	2回/週			
	赤沢配水池	配水池	1回/週			